

会

議

午前10時 0分開議

議長（竹内清二君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

諮第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（竹内清二君） 日程により、諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

副市長（土屋徳幸君） それでは、諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてをご説明申し上げます。

お手数ですが、議案案件名簿の1ページをお開きください。

本案は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めるものであります。根拠規定の、人権擁護委員法第6条第1項の規定により、人権擁護委員は法務大臣が委嘱することになっており、同条第3項で「市町村長は法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から、その市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない」と規定されております。

人権擁護委員の候補者の推薦に当たりましては、地域的な偏りが生じないように配慮し、市内を白浜・浜崎地区、下田地区、稻生沢地区、稻梓地区、朝日地区の5地区に区割りして候補者を選考しております。

人権擁護委員の任期は3年で、本市からは現在5名の方が人権擁護委員に委嘱されており、そのうち下田地区からお願いしております和泉卿子委員が来年3月31日をもって任期満了を迎えることとなりますので、後任者として石原美保子さんに委員をお願いしたく、議会の意見を求めるものであります。

石原さんは、下田市六丁目38番12号にお住まいで、昭和28年7月22日お生まれの現在65歳、女性であります。昭和49年3月に鶴見大学女子短期大学保健科をご卒業され、同年4月賀茂

郡東伊豆町立稲取小学校に養護教諭として採用されました。その後、下田小学校、南伊豆町立竹麻小学校等、郡内の小中学校の養護教諭を務められ、平成19年3月、浜崎小学校養護教諭を最後に教職の現場を離れ、同年4月より平成26年3月31日まで、下田市家庭児童相談員として勤務されました。その後同年4月より、更生保護女性会に所属し活動されております。

以上、申し上げたとおり、石原さんは養護教諭、家庭児童相談員など長年にわたり児童とかかわった経験や、現在も更生保護女性会で活躍されており、人権擁護委員として適任者でありますので、ぜひともご同意を賜りますようご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、ご同意いただきました場合の任期は、来年4月1日から2022年3月31日までの3年間となるものであります。

以上であります。

議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり適任とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることと決定いたしました。

議第73号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第73号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

副市長（土屋徳幸君） それでは、続きまして、議第73号 教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案案件名簿の2ページをお開きください。

最初に、本議案の根拠規定でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、「委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する」というものであります。

また、同条第5項におきまして「委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならない」と規定されております。

また、同法第3条の規定により標準の委員定数は5人であり、本市におきましても教育長を含め男性委員が3人、女性委員が2人の5人で運営しており、委員の選任については、教育長を除く教育委員4人を慣例により中学校区で区割りし、それぞれの地区に配慮して任命させていただいております。

任命いたしたい方ではありますが、氏名は渡邊亮治さんで、住所は下田市須崎1096番地の6、生年月日は昭和42年5月31日の51歳、男性であります。

提案理由は、このたび下田東中学校区の渡邊亮治委員が本年12月12日をもって任期満了を迎えるため、同委員の再任につき議会の同意をお願いするものであります。

渡邊さんの主な経歴でございますが、昭和61年3月下田北高等学校を卒業後、昭和63年3月早稲田大学専門学校会計科を卒業、平成元年4月に自動車会社に勤務、平成15年9月から平成30年3月まで市内ホームセンターに勤務し、平成30年4月から市内の食料品販売会社に勤務されております。

渡邊さんは、現在大学生と高校3年生及び同2年生の3人の息子さんの保護者であり、人格が高潔で地域住民の人望や信頼も厚く、浜崎小学校PTA役員などを務め、教育行政に関し豊富な識見を有する方であり、教育委員として適任の方であります。

以上により、渡邊亮治さんを本市教育委員会委員として任命いたしたく、ぜひともご同意を賜りますようご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、ご同意をいただきました場合の任期は、本年12月13日から2022年12月12日までの4年間となるものであります。

以上であります。

議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第73号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することと決定いたしました。

議第74号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（竹内清二君） 次は、日程により議第74号 土地の処分についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（井上 均君） 議第74号 土地の処分についてご説明申し上げます。

議案件名簿の3ページをお願いいたします。

本議案は、既定予算に基づくもので、はまぼうロード来客用無料駐車場として借用してきた国有地を、国から払い下げを受けた後に快適で良好な観光地としての吉佐美大浜を維持する上で必要不可欠であるため、観光振興等に資するよう一般社団法人きさみに譲渡処分するもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2,000万円以上、かつ1件5,000平方メートル以上の土地処分については、議会の議決を求める契約案件のため、本議案を提案し議会の議決をお願いするものでございます。

処分予定土地の所在は、下田市吉佐美字キセ谷1900番30の1筆、処分予定面積5029.78平方メートルを4,536万5,078円で処分するもので、契約の相手方につきましては、静岡県下田市吉佐美561番地1、一般社団法人きさみ、代表理事鈴木 巖様でございます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料をお願いいたします。

1ページ目には、処分箇所を示す位置図、2ページ目には、国有財産売買契約書の送付についてを資料として添付しております。

11月臨時市議会におきまして、土地の取得案件の議決をいただき、平成30年11月14日に国有財産売買契約を締結、同日付、沼出統第608号、下田市長に対する東海財務局静岡財務事務所沼津出張所長からの、国有財産売買契約書の送付についてに記載の買い受け代金4,500万円及び既往使用料36万5,078円を平成30年11月28日に納付し、所有権移転いたしました。

2ページ記載の既往使用料は、平成30年3月26日、払い下げを前提とした用途廃止による引き受け財産のため、正式に払い下げが決定するまでの契約準備期間に対し、過去にさかのぼって徴収される使用料相当額で、売買契約締結の通知の際にあわせて納付するものであります。

以上の経過から、国へ納付した土地買い受け代金及び既往使用料の総額相当となる4,536万5,078円で、一般社団法人きさみに譲渡処分する根拠資料として添付させていただいております。

3ページをお願いいたします。

それでは、一般社団法人きさみと平成30年11月28日に締結した土地売買仮契約書の主な内容について説明をさせていただきます。

第2条は、売買物件で、先ほど説明したとおりであります。

第3条は、土地売買仮契約書でありますけれども、本契約の締結につきましては市議会の議決に付し、可決を得たときに、この契約内容をもって本契約となるもの。

第4条は、売買代金で、土地売買代金は4,536万5,078円で、代金を前もって一般社団法人きさみより預かり、市議会の可決を得た後、速やかに一般会計に振替処理を行うもので、仮契約日までに入金を確認しているもの。

第6条は、所有権の移転及び登記で、土地所有権は本契約の締結日、すなわち本議案可決日が所有権移転の日となるもの。

4ページをお願いいたします。

第12条は、地域貢献への配慮で、下田市が当該土地を事業等で利用する必要が生じた場合、一般社団法人きさみはこれに配慮し協力を努めるもので、平成30年7月31日付で、吉佐美地区及び一般社団法人きさみ連名での下田市に対する土地の購入を希望する要望書にも記載されましたとおり、当区で取得できた場合には本件土地の現状変更は一切考えておらず、市の大きなイベントの一つであるビッグシャワーの会場、はまぼうロードの利用者駐車場、そして世界遺産の一つとして最近人気が高まっている龍宮窟への中継駐車場等への協力についてご配慮いただくもの。

これら15条立ての契約の成立を証するため、契約書2通を作成し、売り払い人下田市と、買い受け人一般社団法人きさみの間で記名押印し、平成30年11月28日に土地売買仮契約を締結したものでございます。

以上、大変雑駁な提案説明ではございましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

失礼しました。世界遺産ではなくて世界ジオパークでございました。申しわけございませんでした。訂正させていただきます。

議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第74号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第75号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第75号 下田市総合福祉会館指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

福祉事務所長。

福祉事務所長（土屋悦子君） それでは、議第75号 下田市総合福祉会館指定管理者の指定についてご説明をさせていただきます。

お手数でございますが、議案件名簿の4ページをお開き願います。

本件は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設に対する指定管理者を指定させていただくものでございます。

- 1、指定管理者を指定する公の施設の名称は、下田市総合福祉会館でございます。
- 2、指定管理者となる団体の名称は、社会福祉法人下田市社会福祉協議会でございます。
- 3、指定の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間でございます。

今回の指定につきましては、平成23年度に下田市経営戦略会議、公共施設利用推進協議会での議論を経て定められた、公の施設の管理運営等に関するガイドラインに基づきまして、非公募の運用をしてございます。指定の期間につきましても、同ガイドラインに基づき5年間としております。

提案の理由は、下田市総合福祉会館の管理運営を指定管理者に行わせるためのものがございます。

それでは、提案内容につきまして、条例改正関係等説明資料により説明をさせていただきますので、お手数でございますが、説明資料の5ページをお開き願います。

1、施設の概要でございますが、施設の名称は下田市総合福祉会館、所在地は下田市四丁目1番1号、施設の規模等でございますが、供用年月日は昭和63年4月1日、敷地面積9,836平方メートルは、市民文化会館を含んでおります。建築面積は490平方メートルでございます。

2、指定団体の概要でございますが、今までの説明と重複するところは省略をさせていただきます。この団体は、昭和55年3月22日に設立されました。代表者は会長の高橋 忍さんでございます。

次に、目的及び実施する事業につきましては、下田市における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とするものでございます。

主な事業といたしましては、記載のとおり19項目の事業を実施しております。

次のページをお開き願います。

- 3、施設管理及び運営の提案要旨でございますが、大きく分けて（1）から（7）までご

ざいます。

まず初めに、下田市社会福祉協議会は、社会福祉法の中で地域福祉を推進する中核的な役割を担うことを期待されている公益性を持った社会福祉法人であり、「誰でも安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を推進するため、各種の福祉事業を展開しております。

(1)で管理運営を行うに当たっての経営方針について、記載させていただいております。

(2)の安全・安心面からの管理運営の具体策など特徴的な取り組みについてでございますが、利用者の事故防止、救急処置面について、また、利用者からの苦情対応について記載してございます。

(3)サービスを向上させるための方策についてでございますが、管理運営を行うに当たっての経営方針に基づき行っていくことについて記載してございます。

次のページになりますが、(4)の利用者等の要望の把握及び実現策についてにつきましては、老人デイサービスセンターと老人福祉センターの要望の把握と実現策について記載してございます。

(5)では、利用者のトラブルの未然防止と対処方法につきまして、施設の点検、またトラブルに対しては福祉サービス苦情解決規程に基づき処理することが記載してございます。

(6)地域との連携、他施設との連携等についてでございますが、賀茂地区及びほかの社会福祉法人との連携について記載してございます。

(7)では、指定管理者の指定を申請した理由について記載してございます。

下田市社会福祉協議会は、下田市総合福祉会館の完成に伴い、その運営管理を下田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例に基づき、昭和63年4月1日から受託し、平成16年4月1日に下田市総合福祉会館の指定管理者に指定されて以来、今回で四度目の指定でございまして、当該施設が設置されてから施設管理運営を受託しており、施設運営のノウハウを熟知しております。

次のページをお開き願います。

4、指定管理料についてでございますが、今後5カ年の計画額は記載のとおりでございます。指定管理料につきましては、毎年協議の上、年度協定にて決定いたします。

9ページの管理運営費計画表をご覧ください。

施設管理事業及び自主事業・受託事業・法人運営事業につきまして、今回の指定期間に当たる31年度から35年度までの予算を記載してございます。

平成30年度の指定管理料423万8,000円に対して、平成31年度の計画指定管理料は703万

1,000円で、前年比約65.9%の増額でございます。

増額の要因といたしましては、指定管理料は管理運営費から利用料金等の収入を除いた経費を対象としておりますが、今までは制度導入時から大幅な増減はなく、年間400万円程度で推移しておりました。事業の収支を見ますと、施設管理に従事する職員の人件費分がそのまま不足額に直結していましたが、この部分は自主財源で賄う計画になっており、介護保険事業の利益を繰り入れてきました。今回の指定管理料の算定にあつては、介護保険事業からの繰り入れを行うことなく、収支不足額は指定管理料で支弁することを原則として計画いたしました。

職員数につきましても、本体部分の法人運営に従事している職員は9名であり、その内訳は正規職員5名、嘱託職員4名となっております。正規職員の業務区分は、総務担当2名、相談担当2名、地域福祉担当1名でございます。嘱託職員は、事務局長のほか、市受託事業に従事する相談員、支援員が3名でございます。

社会福祉協議会は年々求められる役割が増しているため、適正な業務量で円滑に事業を遂行するには一、二名程度の増員が望ましく、また、高年齢の職員が多いため、退職に備えた後進の育成も課題となっております。増え続ける業務への対応や今後を見据え、新規職員採用を検討しておりますが、本体部分の業務は収益を目的としていないこともあり、財源の裏づけがない中での増員に慎重な姿勢であることなどの現状を鑑み、指定管理料の見直しによって財政面の負担軽減を図り、業務継続、強化に向けた体制づくりを行いたいとし、また、介護保険事業の収益を介護サービスの環境整備等の本来の使用目的に結びつけることも、好循環を生み出す契機になるものと考えます。

10ページから14ページまでは、下田市公の施設の指定管理者選定委員会からの報告の写しでございます。この指定管理者の候補者の選定につきましては、下田市公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例第4条の規定により、選定委員会にその選定を依頼したものでございます。

12ページの選定結果をご覧ください。

今回の選定は公募によらない選定であることから、ほかの応募者との比較ができないため、現状の施設管理運営状況を500点満点中の300点として基準化し、さらにこの現状を上回る施設管理等の計画及び収支計画の提案がなされることを期待して、325点を合格ラインとして設定されました。

事業の遂行能力等、全9項目について採点していただいた結果、配点500点満点中、採点

392.0点ということで、候補者として適当と認められたものでございます。また、総評として、評価できる点や改善を望む点が記載されてございます。

15ページから25ページまでは、下田市総合福祉会館の管理に関する基本仮協定書の写し、26ページから44ページまでは、指定管理業務に関する仕様書でございます。この基本仮協定書につきましては、本年11月16日に社会福祉法人下田市社会福祉協議会と仮協定を締結させていただいたものでございまして、今議会で可決いただけました場合には「仮」が取れ、基本協定書となるものでございます。

また今回、提案させていただいております下田市総合福祉会館指定管理者の指定につきましては、ご承認をいただいた後に、改めまして予算審議の中で債務負担行為につきまして議会のご承認をいただく予定でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第75号 下田市総合福祉会館指定管理者の指定についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番 伊藤英雄君。

9番（伊藤英雄君） 9ページの管理運営費計画表のところでは1点ご質問したいんですが、下段の自主事業・受託事業・法人運営事業の支出欄の人件費の欄なんですが、31年度予算で8,723万7,000円が、32年度では8,639万7,000円ということで90万円ぐらいの減額で、さらに33年には8,560万円で、やっぱり90万円ぐらいの減額ですかね。そして、34年には増額になっていると。これは130万円ぐらいの増額ですかね。人件費は一般的に言えば多少右肩に上がっていくというイメージを持っているんですが、32年、33年はいかなる理由で減額になったのか。34年、35年の増額はいかなる理由によるものですか。

議長（竹内清二君） 当局の答弁を求めます。

福祉事務所長。

福祉事務所長（土屋悦子君） 申しわけございません、お待たせしております。

人件費につきましては……すみません、ちょっと改めまして、後ほど精査させていただいて、もう一度答えさせていただきます。申しわけございません。

議長（竹内清二君） 伊藤議員、委員会のほうでの審査の中で、ただいまの質問に対する明確な回答をいただくということでよろしいでしょうか。

9番（伊藤英雄君） はい、結構です。

福祉事務所長（土屋悦子君） すみません、申しわけございません。

議長（竹内清二君） その他、質問はございませんか。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 説明資料の12ページでございますけれども、公の施設の指定管理者選定委員会の選定結果ということで、公募によらない選定ということで、このようにしたという説明をいただいたわけですが、選定委員はどのような方であったのか。ただ点数をつけるだけの選定であったのか。この選定委員の中で一定の議論があったのかどうか。それから、392点という評価であります、325点以上をカットするという判断をされたようですが、そこら辺の根拠についてお尋ねをしたいと思います。

と言いますのは、公の施設ということで、公募によらない管理ということでもありますので、本来は基本的に市の施設は市が行うということからいくべきでしょうけれども、実態的には指定管理をして、指定管理者が努力した利益は、今までは市のほうの補助金なり事業費、指定管理料を削るという形であったものを、変えたということは評価をしたいと思います。そうしますと、30年度までは具体的に介護保険の費用をどのくらいこの事業に入れていたのか。その分が確かに指定管理料できっちり補填されているという内容を、数字的に明確にしていきたい。ちょっとその理解が進まなかったものですから、どのように想定されているのかお尋ねをしたい。

それから、これに絡みまして財政担当者のほうにお尋ねをしたいと思います、指定管理料ということになりますと、これは当然税金がかかる、消費税がかかるということになるかと思えます。幾らの消費税をこの指定管理料の中で含んでいるのか、払うことになっているのか。しかもこれらの、公募によるということになりますと、本来は公の施設、市を含めてですね、公の仕事として進めなければならない事業に消費税を払うというのは理屈が合わないんじゃないかと、僕は思うわけです。当然消費税を払わなくて済む仕組みがそこにあるわけで、それを長い間放置してきている財政当局の不作為というんでしょうか、それがそこにあるんじゃないかと思うんですが、どのように考えられているのか。そういう実態はないのか。消費税が来年10月ですか、10%になるなんてことになれば、大変な額になってくるんじゃないかと思うわけです。700万の事業のうち少なくとも70万円以上が事業費に当てられない、国の消費税に税金として払わなければならないと、こういう事態になるのではないかと、というぐあいに思うわけです。

そしてそういう意味では、この事業を進めていくのに、この事業はやはり人的な、人がサービスをするという基本的な事業だろうと思うわけです。そうしますと、ここの人材をこの5年間の計画の中でどう確保できているのか、増やすことができるような予算になっているのかどうなのか、福祉に対する期待は高まってきていようかと思えますから、そういう人的対応、施設の改善等は、この5年間の中で予定するものはあるのかないのか、あわせてお尋ねしたいと思えます。

議長（竹内清二君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（土屋悦子君） では、ただいまのご質問について順を追ってお答えさせていただきます。

一番最初の委員の方々についてでございますが、説明関係資料等の14ページに選定委員の方の名簿がございます。こちらの方々に選定委員会を開催していただきました中で、いろいろなご意見、ご討議をいただきまして、今回の結果に至っております。

次に、325点のところでございますが、500点満点中300点を基準化いたしましたというところが、300点では60%の評価というところで、さらにこれを上回る指定管理等収支計画の提案がなされることを期待して、25点上乗せして65%の合格点ということ委員会の方で決定していただいて、合格ラインとされたという状況でございます。

次に、介護サービスから幾ら入っているかということでございますが、過去3年間、27年度、28年度、29年度の社会福祉協議会からの決算書をいただきますと、この指定管理の部分にかかる指定管理料のうち、人件費といたしまして、平成27年度が270万1,247円、平成28年度が286万7,476円、平成29年度が254万402円という形で出ておりますが、これが計上増減差額といたしまして、全く同額が減額と、マイナスのところになっているというところがございます。これをそのまま介護保険事業から繰り入れているということになっております。

次が、今回幾ら増やしたかといいますと、この分がそのまま全部増えているという状況に、要するに繰り入れなく、赤字分の補填なく運営できるような計算になっております。

〔発言する者あり〕

福祉事務所長（土屋悦子君） そうです。今回の指定管理料が増額したのが、ここの部分の人件費の分でございます。

人材を5年で増やすような予算となっているかということでございますが、今回指定管理料のことをお願いでございますので、指定管理料につきましてはこういう形で、繰り入れることなくできるような要望になっております。

以上でございます。

議長（竹内清二君） 総務課長。

総務課長（井上 均君） それでは、私のほうからは、指定管理者選定委員会の経過について、まずご説明をさせていただきます。

条例改正関係等説明資料の13ページをお開きください。

13ページのほうには、指定管理者選定委員会の経過といたしまして、平成30年8月3日第1回から10月19日第5回までで、慎重審議のほうをしていただきました。委員の皆様につきましては、次の14ページのほうに委員会委員の名簿のほうをおつけしております。全部で6名の方が委員としておつけしてございます。

それから、指定管理者選定委員会の経過でございますけれども、選定委員会に上げるまでの前段で、まず指定期間の5年及び非公募の取り扱いにつきましては、課長以上のレベルでの経営戦略会議、そちらで協議をし、さらに政策会議のほうでこの期間と非公募の取り扱いについては決定したものを、指定管理者選定委員会のほうにお願いをしまして、今度は指定管理者の選定をするというふうな運びとなった次第でございます。

1回目につきましてはスケジュールの確認、それから現地見学のほうをしていただきました。2回目以降からが先ほど出ております基準の調査、それから配点、それから3回目、4回目がヒアリング等、それから5回目での結審という形となっており、10月23日に市長のほうへ選定結果を報告したものでございます。

ここまでが指定管理者選定委員会の経過でございます。

それから、議員ご指摘の9ページでございます、指定管理料の中の消費税の関係のご質問でございますけれども、逆算で申しわけございませんが、31年度の指定管理料703万1,000円に含まれている消費税相当額は、約58万円というふうに逆算できます。32年度につきましては、715万1,000円に対しまして、消費税相当額は65万円というふうに逆算することができます。

先ほどの消費税の取り扱いにつきましてでございますけれども、前回の議会でもちょっとお話をさせていただいたように、総務課といたしましては、名古屋国税局管内で同じような人件費の取り扱いをしているところ、具体的には豊田市なんですけれども、そちらのほうへ出張に行きまして調査をいたしました。やり方としましては、そちらのほうでは、下田市が利用しているような利用料金制をとっておらない委託の形態をしていたことから、現在下田市が採用しているこの指定管理料利用料金制の形態をとっているものの中で補助金を活用し

て、消費税の節税というんですか、そういうことをしているところは見受けられなく、現在調査中でございます。

以上でございます。

議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） わかりました。

私自身の見解もですね、公募によらない形でこのような事業は進めるべきだと、こういうぐあいに思っていますので、そこに何ら疑問を持っているわけじゃない、そういう方向で進めていただきたいと思いますというわけです。その内容から見ますとですね、12ページの評価でございますが、維持管理計画が50点の満点だと、この中で35.8だと。ほかのところの50点と比較しますと、若干ではありますが、ここの維持管理計画のところの評価が落ちていると、こういう具合に言えると思うわけです。これはどういう点をこの5人の評価委員の人たちが評価したのか。改善の余地というのはどういう形のものをしてたらこれが上がっていくのかというような点がありましたら、お尋ねをしたいと思います。

それから、この消費税の問題は、利用料金制をとっているから対象にならないんだと、そんなことは消費税法の中には何ら書いていないんです。それが取引としてなっているかどうか、こういうことが消費税の概念の中にあるわけです。指定管理料として契約をしているのかどうなのか。約270万円から280万円の人件費を、介護事業の繰り入れではなくて市が補填するんだと、こういう仕組みでいけば、当然指定管理料の中に含めるのではなくて、市とこの社会福祉協議会との関係から言えば、当然これは補助金で出すべきだと。補助金で出せば、それは取引ではありませんから、少なくとも280万円にかかる消費税はかからないと、10%で考えれば28万円の消費税は払わなくていいということが明確に出てきているんじゃないでしょうか。それを、利用料金制だからそんなものは対象にならないんだというようなことではなくて、それこそきっちり税務署と相談をかけて、これは直ちに改めていただいて、払わなくていい税金は払わない、その分はむしろ社会福祉協議会が自由に使えるような仕組みにしていくと、こういう制度改正を進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（竹内清二君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（土屋悦子君） 先に私のほうから、12ページの維持管理計画の点数がちょっと低いんじゃないかというようなご質問だと思いますが、こちらにつきましてご説明させていただきます。

下田市個別施設計画がございまして、こちらで下田市総合福祉会館につきましては老人福

祉法に基づく施設であり、類似施設としては高齢者生きがいプラザが廃止され、老人憩の家も廃止に向けた協議を進めていることから、実質的に本施設のみが老人福祉法に基づく施設であると。そこを鑑みまして、築後30年を経過するため、必要な修繕、改修等を実施しながら長寿命化を図るという中で点検等いたしましたところ、やはり雨漏り等があるということで、3年から5年の間の修繕が必要だよというようなご指摘を受けている施設でございます。

ということでございまして、どのような修繕があるかと申しますと、雨漏りがあるというようなことで、今後計画が出てきておるんですけども、こちらのほうがやはり外壁防水工事等々金額の張るものでございますので、社会福祉協議会一貫でできる、財源でできるものではございませんので、30万円までは社会福祉協議会のほうが出すんですが、それ以上は市ということになりますので、そういうところがこの評価になっていると思います。

私からは以上でございます。

議長（竹内清二君） 総務課長。

総務課長（井上 均君） ただいまの採点の補足でございますけれども、12ページの下の総評、こちらがもう全てということでご覧いただきたいと思います。こちらのほうにも幾つか施設の関係でご指摘をいただいているところがございますので、そちらを踏まえての採点ということでご理解いただきたいと思います。

それから消費税の関係、今、沢登議員のほうからのお話をいただいたんですけども、なかなか税法難しいところが、人件費を全て補助金とする、例えば全ての取引をそういうふうにするということは、税法の根幹にちょっとかかわるのかなというふうにも思いますので、ご指摘のように税務署のほうと一度早急に協議はしてみたいと思います。結果については、またご相談をさせていただきます。

以上です。

議長（竹内清二君） ほかに質問ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹内清二君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第75号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第76号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（竹内清二君） 次は、日程により議第76号 加増野ポーレポーレ指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（樋口有二君）では、産業振興課から、議第76号 加増野ポーレポーレ指定管理者の指定についてご説明をさせていただきます。

お手数ではございますが、議案件名簿の5ページをお開き願います。

本件は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設に対する指定管理者を指定させていただくものです。

- 1、指定管理者を指定する公の施設の名称は、加増野ポーレポーレでございます。
- 2、指定管理者となる団体の名称は加増野区でございます。
- 3、指定の期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間でございます。

今回の指定につきましては、平成23年度に下田市経営戦略会議、公共施設利用促進協議会での議論を経て定められた公の施設の管理運営等に関するガイドラインに基づきまして、非公募の運用をしてございます。指定の期間につきましても、同ガイドラインに基づき、5年としております。

提案の理由ですが、加増野ポーレポーレの管理運営を指定管理者に行わせるためとしてございます。

続いて、提案内容の詳細について説明をさせていただきます。条例改正関係等説明資料の45ページをお開き願います。

まず、1、施設の概要でございます。

施設の名称は加増野ポーレポーレ、所在地は下田市加増野481番地の3、施設の規模等でございますが、供用年月日は平成11年4月1日、敷地面積は2,228.36平方メートル、建築面積は197.08平方メートルとなっております。

次に、2、指定団体の概要でございます。

団体名は加増野区、設立年月日は平成11年4月1日、これは、加増野ポーレポーレの運営委員会が設置された年月日ということをご理解いただきたいと思います。所在地は同じく下田市加増野481番地の3、代表者は加増野区長の村山松範さんでございます。

次に、3、施設管理及び運営の提案要旨でございます。大きく分けて（1）から（5）まででございます。

まず、（1）管理運営を行うに当たっての経営方針については、グリーンツーリズムを通じ、都市住民との交流の場として観光産業とタイアップした活動を実施、また、地域農業振

興と地域共同体の結束の拠点として当該施設の趣旨に沿った自主事業を企画、実施することにより、適正な管理運営をしていきたいということを記載してございます。

(2) 安心・安全面からの管理運営の具体策などの特徴的な取組については、加工品の原材料は、地場農産物を利用し、味噌の材料の大豆、もち米、小麦、大根など、休耕田対策とあわせて、安全で安心な低農薬農産物をつくり利用しているということを記載してございます。

(3) 施設の管理については、6つの項目がございませう。

事業計画ですが、そば打ち体験などの各種体験事業、味噌等の加工品販売、そば等の食事提供を行うとのこととございませう。

職員の配置です。加増野区内に設置したポーレポーレ運営委員会によって運営してあります。なお、運営委員は現在14名となっております。

次のページ、46ページをお開きください。

職員の研修計画ですが、県主催の講演会等への参加、保健所主催の食品衛生の講習会への参加、先進事例の視察を行うとのこととございませう。

利用者等の要望の把握及び実現策ですが、利用者のアンケート調査等を実施しまして、利用客の要望把握を行いまして、その要望の実現に関して分析を行い実施するよう努めていくとのこととございませう。

利用者のトラブルの未然防止と対処方法ですが、体験用のチラシを配布し、事前に体験方法などを十分に説明することと、トラブルが生じた場合は、趣旨、内容等について十分説明を行い、理解を求めるとのこととございませう。

その他、地域との連携などについては、加増野区民による原材料の作付、買い取り、区民の交流施設としての活用、区民による周辺草刈り、水源地管理などを実施するとのこととございませう。

(4) 団体の理念についてでございませう。

経営方針としましては、加増野区自体は行政組織、自治組織としての役割を持っておりますが、ポーレポーレ運営委員会は、加増野区の指導のもと、加増野地域の交流、地域活性化の拠点として、また、衰退著しい地域農業の再生の拠点として、運営を積極的に進めることを記載してございませう。

(5) その他でございませうが、現在、県の耕作放棄地対策事業としてつる首カボチャの栽培育成並びに加工品の製造、販売と、その事業化に向けた活動を行っている旨を記載してご

ざいます。

次に、4、指定管理料についてでございます。

指定管理料については、協定期間である平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間、ゼロ円、無料で行っていただくことになっております。

次のページをお開きください。こちら47ページから51ページまでは、下田市公の施設の指定管理者選定委員会からの報告書の写しとなっております。

この指定管理者の候補者の選定につきましては、下田市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定により、選定委員会にその選定を依頼したものでございます。

49ページをお開きください。こちら選定結果になっております。

今回の選定は公募によらない選定であることから、他の応募者と比較ができないため、現状の施設管理運営状況を500点満点中の300点（60%）として基準化し、さらにこの現状を上回る施設管理の計画及び収支計画が提案なされることを期待しまして、325点（65%）を合格ラインとして設定されました。

事業の遂行能力など、全8項目について採点していただいた結果、配点500点満点中384点ということで、候補者として適当と認められたものでございます。また、総評として評価できる点、改善を望む点も記載されてございます。

また、その他添付の資料ですが、52ページから63ページまでは加増野ポーレポーレの管理に関する基本仮協定書の写し、64ページから82ページまでは指定管理業務に関する仕様書でございます。こちらの基本仮協定書につきましては、本年11月14日に加増野区と締結させていただいたものでございます。先ほどの総合福祉会館と同様に、今議会で可決いただけました場合には「仮」がとれ、基本協定書となるものでございます。

以上、雑駁な説明ではございますが、議第76号 加増野ポーレポーレ指定管理者の指定についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番 伊藤英雄君。

9番（伊藤英雄君） ポーレポーレのほうは無料でやっているんで、採算云々というのは直接的にはないかと思うんですけれども、実際にどの程度の人がポーレポーレを利用している

のか利用状況とか、それから実際上そこで収益を上げているのか上げていないのか、いわゆる健全運営がなされているのかなされていないのか、こういうことはやはり市の施設でありますから、しっかり管理をしていく必要があるんじゃないかと思うんですよね。

したがって、この指定管理をやる、まあこれから委員会で審議になると思うんですが、私、委員会入っていないものですから、ぜひその辺の利用状況とか採算の状況とか、そういったものの資料が欲しいので、それをいただけるように要望いたします。

議長（竹内清二君） 提出はできますでしょうか。

では、提出を求めます。伊藤議員よろしいですか。

9番（伊藤英雄君） はい、結構です。

議長（竹内清二君） そのほか。

10番 土屋 忍君。

10番（土屋 忍君） ちょっと1点確認ということで聞かせてもらいたいんですけども。私、見に行ったの相当、10年ぐらい昔の話なもので、まあ改善されているということだと思うんですけども、食べ物なんかをまだしていることだものですから、ちょっと安全面で1点確認させてもらいたいのは、46ページの のところにですね、その他（地域との連携、他施設との連携等）というところにあるんですけども、あそこは市の水道がっていないわけで、水源地管理等の実施という項目があって、その辺もどのようにしているのかというようなことも調査をしたんだと思うんですけども、その辺ですね、安全に行われているという結果があったんだと思うんですけども、その辺ちょっと聞かせてもらいたいんですけども。

議長（竹内清二君） 産業振興課長。

産業振興課長（樋口有二君） 加増野ポーレポーレの水の管理についてですけども、おっしゃるとおり加増野区には上水道が通っておりませんので、ポーレポーレ、食事を提供する施設でございますので、水というものは大変重要なものだと認識してございます。確かに、今でも上水道が来ておりませんので、山の水をそのまま引いて、浄化して、ろ過して、その水を使っているというのが現状でございます。そういった意味では、水源地管理というのを地元の皆さんでやっていただいているというのが現状です。

さすがに、最近は山も荒れてきまして、結構鳥獣のふん尿などで水が汚れているといった要望も地元から受けてございます。なので、何かしら手を打たなくてはいけないと、しばらくなかなか効果的な手を打てていなかったんですけども、産業振興課と上下水道課と協力

しまして、近隣の井戸の調査を、まずは実施してございます。こちらでも水の確保ができるようでありましたら、地元のほうと具体的な配管を調整しまして、水が安定的に供給できるような取り組みを市としても早目に進めたいと思っております。

以上です。

議長（竹内清二君） 10番 土屋 忍君。

10番（土屋 忍君） そうしますと、余りいい水の施設ができていないというふうにちょっと今受けとめたんですけれども、食べ物を出しているということはそれなりに、定期的に例えば水質検査だとか、雑菌の検査とか、そういうものが必要なのかどうか、私は必要じゃないのかなと思って、その辺定期的に検査機関に出すとか、そういうことをやっているのかどうかというのを、ちょっと聞かせてください。

議長（竹内清二君） 産業振興課長。

産業振興課長（樋口有二君） 確かに、食べ物を提供するので、そこは実施していると思います。

議長（竹内清二君） 10番 土屋 忍君。

10番（土屋 忍君） 思いますは余りうまくないような気がするんで、思いますんだったら、その検査結果というものが出来当然だと思うんですけれども、それをもう一回ちょっと調べてですね、やっぱり安全面というものはすごく大事だというふうに思っていますもので、私も稲梓ですのでも余り深く追求していいのかわかるか、でもその辺は大事なことでと思いますもので、また結果が分かったらお願いしたいなというふうに思います。

終わります。

議長（竹内清二君） 産業振興課長。

産業振興課長（樋口有二君） わかりました。しっかり検査結果等調べまして、別途ご報告差し上げたいと思います。

議長（竹内清二君） 後日、資料の提出を求めます。

ほかに。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） ちょっと余分なことですけれども、食堂の許可をとりますと必ず保健所の検査がありますので、それはまあきっちり検査を受けているんだろうと思います。

実は加増野のほうのお友達からですね、つる首カボチャというんですか、これを食べてみないかということでした。そういう意味では一生懸命頑張っているのかなと、こ

ういうぐあいに思いますが、市や担当者として、ただここに委託してお任せということなのか、一定の援助や指導をされているのか、そういうことをお尋ねしたいと思います。

要望としては、ぜひとも加増野にも職員がいるでしょうから、その職員が協力するとかです。ね、役所にもつる首カボチャが置いてあるよとか、そういうことを期待したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（竹内清二君） 産業振興課長。

産業振興課長（樋口有二君） ポーレポーレの運営についてということで、加増野に住んでいる職員が手伝っているなどの状況は、すみません、私のほうでは承知してはございませんが、いろいろ市としても、ポーレポーレに一生懸命やっただいていっている中で、さらに力になれるようなことはやっていきたいとは思っております。

つる首カボチャにつきましては、うちの課の同じく所管している商工業のほうでも、下田ブランドのほうにつる首カボチャを使ったカボチャうどんを認定させていただいて、もっと外に出していくためのそういったブランド認定にリストアップするなど、より対外的にもっとアピールできるような取り組みを進めていくなど、そういったことも含めまして、今後も支援していきたいと思っております。

議長（竹内清二君） 総務課長。

総務課長（井上 均君） 1点だけ、施設整備については、今回補正予算にもトイレの洋式化の追加の予算も計上してございます。決してですね、施設整備につきましても注意しておりますので、その辺ご配慮ください。お願いいたします。

議長（竹内清二君） ほかに、質問。

1番 進士為雄君。

1番（進士為雄君） 伊藤議員のほうから質問があった、利用状況だとか収支の話とちょっと関連するんですが、指定料がゼロ円ということで、働いている方たちが基本的にボランティアという形の無償のことをやっているかどうかということが非常に問題、仮にあったとすればですね、問題ではないかというふうに思うんですね。ポーレポーレのやっている内容というのは非常に理想的な、要するに地域の活動だと思って高く評価しているわけですが、それが要するに単なる無償ボランティアで、経営がゼロ円でやっているようであれば、これは長続きする話ではないというふうに私は思っているんですね。決算委員会でも指摘されているように、いわゆるボランティアという自己満足的な感覚で耐えるというやつは、なかなか今後の持続が非常に難しいんだろうと。ですから、利用状況のいわゆる収支の

関係がゼロ円というものに合わせるために、例えばそういう無償的な働きをしているようであれば、やはり内容的には非常に優れたことをやっていると思っていますので、本来行政がやるべきこともあろうかと思うんですね、荒廃地を大豆とか何かに置きかえて、そこで産地化するとかやっているわけですから、そういうことを考えれば、無理に指定管理料ゼロ円と、これは収支の報告がわからないとわかりませんが、そういうやり方は決していいことではないというふうに思っていますので、ぜひともその辺のところの今後の持続していく中での考え方として、やはりその辺のところをもう少し中に突っ込んでいただいて、収支の報告の中にそのような、逆に言うと、向こうが義務づけられて、例えば5時間働いていても3時間しかもらっていないような話というものをよく聞いていただいて、今後の運営に努めていただきたいなというふうに思いますけれども、いかがですか。

議長（竹内清二君） 産業振興課長。

産業振興課長（樋口有二君） 確かに収支の、後ほど提出をさせていただきますが、支出の中には人件費、交通費も含みまして計上されたものとして、我々もご報告をいただいております。それが、実際に働いている人たちにとって十分な給与になっているかという点につきましては、進士議員のおっしゃるとおり、しっかりと私たちもそこら辺を突っ込んだことを聞いて、よりよい運営になるようにしていきたいと思います。もし必要であれば、そういったことも含めて指定管理料を検討するなども、今後の検討としてもあり得ると思いますので、そこら辺を検討していきたいと思います。

ありがとうございます。

議長（竹内清二君） ほかに質疑ございませんでしょうか。

これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第76号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

ここで15分間休憩といたします。

午前11時 3分休憩

午前11時18分再開

議長（竹内清二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議第77号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（竹内清二君） 次は、日程により議第77号 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、

松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

学校教育課長（土屋 仁君） それでは、議第77号 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置についてをご説明をさせていただきます。

議案件名簿の6ページ、議案のかがみをお開きください。

地方自治法第252条の7第1項の規定により、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザーを共同設置することについて、別紙7ページから8ページのとおり規約を定めるため、地方自治法第252条の7の第3項において準用する地方自治法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町において幼児教育アドバイザーを共同設置するためでございます。

お手数ですが、条例改正等説明資料の83ページをお願いいたします。

まず、幼児教育アドバイザーでございます。幼児教育アドバイザーにつきましては、幼児教育施設や小学校等を巡回し、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言を行う、幼児教育の専門的知見や豊富な実践経験を有する人材でございます。

次に、幼児教育アドバイザーの共同設置の経過でございます。平成29年2月に賀茂地域広域連携会議におきまして、賀茂地域教育振興方針が策定されました。その中で、幼児教育アドバイザーの設置が、今後1市5町で共通して取り組む施策として掲げられてございます。これを踏まえまして、静岡県教育委員会において、国委託事業である幼児教育の推進体制構築事業を活用し、平成29年度から賀茂地域をモデル地区として幼児教育アドバイザーを設置しております。国の委託事業は今年度で終了するもので、今後の対応を賀茂地域広域連携会議で検討した結果、幼児教育アドバイザーの設置効果が認められるとともに、国委託事業の趣旨が各市町における幼児教育アドバイザーの設置につなげることでもあるため、10月31日に開催された第18回賀茂地域広域連携会議において、来年度から幼児教育アドバイザーを共同設置し、各市町とも12月定例市議会に関連議案を提出することを合意したものでございます。

資料84ページをお願いいたします。

次に、今後の手続でございます。各市町で議案が可決された後、1月以降には協議書を作成し、2月頃には連携協約の告示及び県知事に届け出を行う予定でございます。

次に85ページをお願いいたします。

共同設置規約の逐条解説でございます。

第1条は、共同設置する市町を定めるもので、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町（以下「関係市町」と言います）は、共同して幼児教育アドバイザーを設置するものでございます。

第2条は、共同設置する幼児教育アドバイザーの名称を、賀茂地区幼児教育アドバイザー（以下「アドバイザー」と言います）とするものです。

第3条は、アドバイザーの執務場所及び幹事市町を定めるもので、執務場所は下田市中531番地の1静岡県下田総合庁舎内とし、幹事市町は東伊豆町、任期につきましては2年、また再任は妨げないとするものでございます。

第4条は、アドバイザーの選任方法を定めるもので、第1項において、アドバイザーは関係市町の教育委員会が協議して定める候補者を幹事市町の教育委員会が選任すること、第2項においては、アドバイザーが欠けたときの対応、第3項において、アドバイザーの定数については、関係市町の教育委員会が協議して定めるとするものです。

86ページをお願いいたします。

第5条は、負担金について定めるもので、第1項は、関係市町の負担金の額は関係市町の長が協議して決定するもの。第2項は、関係市町は負担金を幹事市町に納付すること。第3項は、負担金の納付時期は関係市町が協議して定めることとするものです。

第6条でございますが、アドバイザーに関する予算は、幹事市町において特別会計とするものでございます。

第7条は、幹事市町の長はアドバイザーに関する決算を議会の認定に付したときは、関係市町の長に報告しなければならないとするものです。

第8条は、アドバイザーの身分取り扱いについて定めるもので、身分取り扱いは幹事市町の職員の分限に関する条例、服務規定等の規定を適用するものです。

第9条は、アドバイザーの報酬等の適用について定めるもので、報酬等の支給は幹事市町の規定を適用するものでございます。

87ページをお願いいたします。

第10条として、この規約に定めるもののほか、アドバイザーの担任する事務に関し、必要な事項は関係市町が協議して定めるものでございます。

最後に附則でございますが、この規約は、平成31年4月1日から施行するものでございま

す。

以上大変雑駁な説明でございますが、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番 伊藤英雄君。

9番（伊藤英雄君） 話としては大変いい話だなというふうを感じるんですけども、そもそも論でいつも疑問に思うんですが、幼稚園と保育園、認定こども園もある、は何が違うんだと。幼児教育をやるよというときに、いわゆる保育園でやっていることと幼稚園でやっていること、幼稚園では幼児教育をやっているんだろうけれども、保育園でも教育に近いというんですか、そういうのをやっているとは思っただけけれども、具体的には一体何をそのアドバイザーはアドバイスするんだよと。

それから、幼稚園とか保育園は、そのアドバイザーの助言を聞く義務を持たせるのか。それは聞かなきゃいけないのか、そういうふうな細かい規定はないけれども、アドバイザーを設置するだけという条例だけれども、実際にそのアドバイザーは何をするんだよと。助言をするのに、その助言を聞く義務、聞き流していいのか、それともしっかり取り組まなきゃいけないのか。民間と公立があるんだけど、それは同じようにアドバイザーの権限というんですか、アドバイザーの権限がどうなっているのか。幼稚園、保育所の義務はどうなっているのか。具体的にはそのアドバイザーというのはどんなことを指導するのか、指導の中身がよくわからないんだけど。だから、小さい子だから遊び方をやるのか、それとも、絵本はこんな絵本を使いなさいとか、そんなことはないのかな。でも、中身が結局全く想定がつかないんだけど、その辺をちょっと説明してもらえれば。

議長（竹内清二君） 学校教育課長。

学校教育課長（土屋 仁君） そもそもこの幼児教育アドバイザーの設置ということでございますけれども、幼児教育の現状、課題というような部分でございまして、幼児教育施設から。いわゆる幼稚園、保育所、認定こども園と、小学校に入学するときに、やはり少なからずの小学校において小1プロブレムというような、要は今まで遊びを通じた教育というようなものを、それから保育についてはあくまでも保育の場、幼稚園については遊びを通じた教育というようなことでやっている中で、これが小学校に入学するに当たって、やはり当初適

応できないお子さんというのがかなりの数いらっしゃるというようなことが、昨今問題になっているというようなことでございます。

そういった部分で、幼児教育と小学校教育を円滑に連携させるというような中で、連携を推進する必要があるというようなことで、幼児が受ける教育、保育に差が生じないように幼稚園、保育所等を問わず研修の充実等を通じて教育の充実を図るというような目的で、こういう幼児教育アドバイザーが設置されたというようなことでございます。

幼児教育アドバイザーが想定される業務というような内容でございますけれども、やはり幼児教育施設、これは公立であろうが私立であろうがかかわる、そういったところですか、また小学校への訪問指導ですね。この訪問指導につきましては、教育内容であったり指導方法であったり、指導方法環境の改善、そういったものの指導をする。それから幼児教育施設を対象とした教育研修会であったり、それから幼児教育施設、また幼児教育施設の間、また幼児教育施設と小学校との連携に関するコーディネート等をしていただくというようなことでございます。こういった内容をやっていただくことによって、やはり幼児教育施設の職員の疑問であったり不安が解消される、またスキルの習得であったり向上につながるというようなことも含めまして、また保護者も含めまして地域全体で幼児教育の理解の促進、そういったものを通じて将来的には幼児教育の水準を向上させて、小1プロブレムの解消につなげていこうと、そういった取り組みでございます。

以上でございます。

議長（竹内清二君） 9番 伊藤英雄君。

9番（伊藤英雄君） 何となくイメージはできたんですけども、まあよくつかめないんで、委員会が私のところなので、委員会でしっかり説明してもらいたいと思うんですが、聞いたかったのは、実際に例えば具体的にどういうことをアドバイスというのはやるのかということ、その権限ですよね。つまり、僕らが幼稚園に行って言っても聞かなくてもいいわけだ、流してもね、何の問題もない、聞き流しても。この幼児教育アドバイザーが言うと、何らかの義務というんですか、権限関係があるものなのかないものなのか。幼児教育アドバイザーがやったこととアドバイスした内容と、そのフォローというのは行われるのか。行われるとしたらどういうプロセスを経て、アドバイスに対して幼稚園とか保育園は報告義務があるのかないのかとか、具体的なところがちょっとよくわからないんで、その辺委員会でしっかり説明していただけるように要望して、終わります。

議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 伊藤議員と同じような疑問を持つものでありますが、29年度から実施されているという、こういうことであれば、その実績を、どういうアドバイザーの方がいて、29年度はこういうことをやったと、今年度はこんなことがありますよと、そういう資料をご提示いただきたい。よく実態をつかんでいないものですから、そこをご説明をいただかないと判断がつかないというぐあいに思います。

これは、県の総合庁舎に席は置いてですね、東伊豆町が幹事町で、その職員と同じ身分だと、こう読み解いていいのかと。そうしますと、伊藤さんが言うような形の、このアドバイザーの権限とはどういうものなのかということが当然問われてくると思うわけです。この説明書を見ますと、幼児教育施設や小学校を巡回し、教育内容や指導方法、それから教育指導環境の改善というから、もう全般にわたるわけですね。施設から指導内容からアドバイスすることになるということに読み解けるんですけども。そうしますとこの方は、実際の先生や教諭や保母さんに指導をするのか、あるいは園長に指導するのか。各自治体の教育委員会に指導されるのか、下田で言えば市長に直接指導ができるのかと、こういうような疑問が出てきて、具体的にどんな指導があったんですか、どういう点が改善されたんですかと。したがって、このアドバイザーが必要か必要でないかというようなことの議論になるんだろうと思うわけです。ところが、そういうものがちょっとないものですから。

私のわずかな知識でありますけれども、例えば教育長は白浜ですので、白浜には小学校があって、かつて幼稚園があって、保育所もあると。そうしますと、小学校の運動会をやるというようなことになると、その運動会に幼稚園のお子さんも保育所のお子さんも一定の時間があって、そこでは踊りやダンスを運動会の中でやられる。そういう連携を一定のものが、保育園、幼稚園の交流や学校との交流が、そういう環境の中でやられていたという現状はあると思うわけです。それらのものは、単なる保母さん等々ができるわけじゃなくて、学校長や園長や、その長が話し合っってそういう企画になっていくということになるだろうと思うんですけども。そういうことができるということになりますと、大変な権限をこのアドバイザーが持たなければ意味がないということにもなってこようかと思うんですけども、実態がわからないものですから、こういうことだよということがあれば、教育長のほうからご説明いただけるとありがたいと思いますけれども。

議長（竹内清二君） 教育長。

教育長（佐々木文夫君） 権限につきましてですけども、皆さんもご存じだと思いますけ

れども、各市町に指導主事という形で置かれているスタッフがおるわけですけれども、指導・助言等で権限については持ち合わせていないというふうに判断していただいて結構だと思います。

それで、先ほどの伊藤議員さんの質問にもありました、保育関係については厚生労働省、幼稚園については文科省と、それぞれ指針があります。保育指針、教育指針。この指針がある中で、今こども園等が出てきて、それが両方が同じ教育を受けるんだというようなことで、まずその一つの流れをつくっていく、これについても今進めておるところでありまして、とにかくこの2年間では、まず実態を知ると。必要だと言いながらも、じゃ、どんなことが必要であって、どんな課題があって、どんな問題点があって、そこをクリアするとどういう子供ができるのかと。

簡単に言いますと、子供たちは義務教育の学校に必然的に上がっていきます。それぞれ、園あるいは保育所等の方針もあろうかと思いますが、子供たちはそれから義務教育に上がっていくわけで、小学校、中学校を経て高等教育という流れの中で、先ほど課長のほうからも話がありました小1プロブレム、これについては、これもご存じだと思いますけれども、集団で話を聞くことができない、あるいは当然落ち着きがない、あるいは先生の話の聞けないと、そういう子供が増えている。これは幼児教育が悪いんじゃないくて、やっぱりそこには家庭教育とか地域の教育力も低下していると。そういう中で、子供たちを同じような形で育てていこうと。

そのために、アドバイザーとしての役割の中で、権限ではなくて、こういう子を育てていきたいからこういうふうにしたらいんじゃないですか、小学校ではこういう考えを持っています、それを幼児教育のほうにお話をしたら、逆に幼児教育ではこんな教育をしている、それを学校では引き続いてこういう教育をしていくといいよという連携、その連携の中心になる方が幼児教育のアドバイザーということで。先ほど沢登議員さんが言われた運動会等の関係でという話ですけれども、そこまでまだ大きく飛躍というか、これをしなさいとか、こうしたほうがという細かいことについては、当然、今後検討していかなければなりませんけれども。

幼小の連携について運動会の例が出されましたので、ちょっと実例を話をさせていただきたいと思いますが、現在でも例えば白浜、稲梓、大賀茂小は、運動会に子供たちを招待しております。それは、先ほど言った各学校長との考え等もありますが、今後は各小学校区でも、その学区にいる幼児のお子様を小学校の運動会に招待しながら、学校の教育についてもそう

いうところで知っていただいたり、同じような仲間というんですか、これから一緒に勉強していく上級生のことを学んだり、上級生はその幼児の、子供たちの様子を身近な、時間的には非常に少ないわけですけれども、そういうことも含めて非常に有効な手段だと思います。また、幼稚園から小学校に上がる場合に、小学校1年生の子供たちの授業を、幼稚園のあるいは保育園の子供が学校に行って授業を見たり、そういった交流も今できております。こういうことも含めて、アドバイザーがいろんな角度から、その状況を判断して指導していくと。

そんな形で、この制度については、今までできなかったことが幼児教育アドバイザーの観点からいろんな指導、助言、あるいは相談に乗っていただけるということで、非常にありがたい制度だと思っております。

うまく説明できませんでしたが、以上です。

議長（竹内清二君） 学校教育課長。

学校教育課長（土屋 仁君） 実績というようなところでございますけれども、平成29年度、30年度につきましては、県が国の委託事業を活用して設置していただいたということで、現在1人、幼稚園園長の経験をされた方が幼児教育アドバイザーとして、賀茂1市5町を担当していただいているというようなことでございます。

ちなみに、昨年の実績というような形でございますけれども、全体で恐らく100程度の巡回訪問等をしていただいていると。それについては、幼稚園、保育所、これは民間、公立かわからず。それと下田市内におきましては、40回程度は幼・小・保のほうを巡回していただいているというようなところでございます。

また、昨年度、県の幼児教育アドバイザー設置に伴いまして、そういった幼・保・小学校に対してアンケートをとっております。そのアンケートの結果とかをちょっと確認させていただきますと、幼稚園の教諭であったり保育士さんが、研修意欲が高まるであったり、また保育の悩み、今まで自分たちで抱えていた部分が解消されたというようなことも伺っております。それから、設置前と設置した後というようなことで、やはり幼児教育施設と小学校との交流回数が非常に増えている。これについては、幼児教育施設のほうから小学校のほうに、要は訪問要請というものが増加しているというようなことも聞いているところでございます。

以上です。

議長（竹内清二君） 教育長。

教育長（佐々木文夫君） すみません、成果と課題ということで。この3学期に今、下田市

がとりあえずモデル地区ということで、下田だけでなく各1市5町の中で2年間行った成果、当然課題も出てきます。その発表、県で発表することがありますので、その報告書は当然またまとまると思いますが、まだ最終的な報告書がこちらのほうには来ておりませんので、またその報告書が来たら、皆さんにお示しできるのではないかと思います。

すみません、以上です。

議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） そうしますと、29年度、30年度は、園長の職責を持っていた女性の方がアドバイザーで1市5町を回っていると、こういう理解でいいかということと、やはりこの民間の保育や教育も含めてですね、一定の枠にはめるのではなくて、教育の多様性と言いますか、私立学校等々の目標、私立の大学もそうですけれども、それごとの、施設ごとあるいは学校ごと、幼稚園ごとの特徴と言いますか、それぞれあるかと思うんです。その多様性を否定をして枠組みにはめるというようなことはないんだろうと思いますけれども、そういうことがないような保証というのは、逆にどこにあるのかと。この学校の指導も、この学校の指導も同じような指導だったというようなことではなくて、やはり地域や学校施設によって、それぞれ違うアドバイスや多様性というのを当然僕は認めるべきだろうと思うんですけれども。当然そうならば、保育に対する園長さんの考えは当然違ってくるとかというような形で、大分その運営の形態というのは変わってくるんだろうと思うんですよね、特に幼児教育においてはなおさらですね。そういう点の保証というのは心配ないということであれば、どういうわけで心配ないのかお聞かせいただきたい。

議長（竹内清二君） 教育長。

教育長（佐々木文夫君） 今ご心配されていることは、当然あるのかなと。今言ったように、一つの方向性を全て求めておるのではなく、子供の将来の育成ということで、やっぱり段階に応じて子供たちが身につけなければならないことというのは、たくさんあるかと思います。その中でも基本的な、先ほどちょっと小1プロブレムという話をさせてもらいましたが、基本的な、話を聞く、あるいは集団で行動できる、この辺は学校教育、義務教育については基本中の基本だと思います。こういうことができなくなっている子供たちが非常に多くなっているというようなところも含めまして、本当に幼児教育は各それぞれ園の特色もあります。学校もそうです。学校のそれぞれの特色もあります。それは当然その学校の地域性あるいは考え方で進めておりますので、一つの方向にこうなさいとかということは、今後も当然あり得ないと思います。

以上です。

議長（竹内清二君） ほかに質問ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹内清二君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第77号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第78号～議第82号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（竹内清二君） 次は、日程により議第78号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部変更について（東伊豆町）、議第79号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部変更について（河津町）、議第80号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部変更について（南伊豆町）、議第81号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部変更について（松崎町）、議第82号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部変更について（西伊豆町）、以上5件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

学校教育課長（土屋 仁君） それでは、議第78号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部変更について（東伊豆町）から議第82号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部変更について（西伊豆町）までを、一括してご説明させていただきます。

議案件名簿の9ページ、議案のかがみをお開きください。

議第78号は、賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部変更についてで、地方自治法第252条の2第4項の規定により、東伊豆町と締結した賀茂地域の広域連携に係る連携協約を別紙10ページのとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、教育の分野について新たに連携する事務が生じるためでございます。

お手数でございますが、条例改正等説明資料の88、89ページをお願いいたします。

88ページが変更前、89ページが変更後、アンダーラインの箇所が今回変更させていただく部分でございます。

別表の取り組み分野、教育の項に役割分担、甲、こちらが下田市でございます、乙、こちらは東伊豆町でございます、甲乙とも「及び幼児教育アドバイザーの設置に関する事務」を加えるものでございまして、議第77号でご説明させていただいたとおり、下田市、東伊豆

町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町の賀茂1市5町において、幼児教育アドバイザーを共同設置するものでございます。

議案件名簿の10ページをお願いいたします。

こちらは、連携契約の一部変更でございますが、第2条におきまして、この規約は平成31年4月1日から効力を生ずるものでございます。

続きまして議案件名簿の11ページ、議案のかがみをお願いいたします。

議第79号は、賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部変更についてで、地方自治法第252条の2第4項の規定により、河津町と締結した賀茂地域の広域連携に係る連携協約を別紙12ページのとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。提案理由、変更の内容、協約の効力発生日は議第78号と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして議案件名簿の13ページ、議案のかがみをお願いいたします。

議第80号は、賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部変更についてで、地方自治法第252条の2第4項の規定により、南伊豆町と締結した賀茂地域の広域連携に係る連携協約を別紙14ページのとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。提案理由、変更の内容、協約の効力発生日は議第78号と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして議案件名簿の15ページ、議案のかがみをお願いいたします。

議第81号は、賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部変更についてで、地方自治法第252条の2第4項の規定により、松崎町と締結した賀茂地域の広域連携に係る連携協約を別紙16ページのとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。提案理由、変更の内容、協約の効力発生日は議第78号と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして議案件名簿の17ページ、議案のかがみをお願いいたします。

議第82号は、賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部変更についてで、地方自治法第252条の2第4項の規定により、西伊豆町と締結した賀茂地域の広域連携に係る連携協約を別紙18ページのとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。提案理由、変更の内容、協約の効力発生日は議第78号と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第78号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の

一部変更について（東伊豆町）から議第82号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部変更について（西伊豆町）までの説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（竹内清二君） 議第78号から議第82号までについて、当局の説明は終わりました。

ただいま議題となっております5件について、一括質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第78号議案から議第82号議案までは、総務文教委員会に付託いたします。

ここで午後1時まで休憩といたします。

午前11時50分休憩

午後 1時 0分再開

議長（竹内清二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議第83号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（竹内清二君） 次は、日程により議第83号 下田市下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（長谷川忠幸君） それでは、議第83号 下田市下水道事業の設置等に関する条例の制定についてご説明させていただきます。

議案件名簿の19ページ、議案のかがみをお開きいただきたいと思います。

下田市下水道事業の設置等に関する条例を、別紙20ページから21ページのとおり制定するものでございます。

提案の理由でございますが、公共下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用するに当たり、公共下水道事業の設置及びその経営の基本に関する事項を定めるためでございます。

お手数ですが、条例改正等説明資料の90ページをお願いいたします。

こちらは、下田市下水道事業の設置等に関する条例の概要でございます。まず概要について説明をさせていただきます。

下田市下水道事業会計における将来の改築及び維持管理に係る費用を的確に把握するとともに、負担区分の明確化や財産の把握等、事業の安定的な継続を実現する企業経営を目的に、平成31年4月から複式簿記や発生主義による企業会計方式を導入するものでございます。

1の経緯でございますが、総務省より「公営企業会計の適用の推進について」（平成27年1月27日総務大臣通達）により、下水道事業につきまして、人口3万人以上の団体については平成32年4月までに、人口3万人未満の団体も、できる限り公営企業会計へ移行する要請が提示されました。なお、公営企業会計の適用に要する費用については、地方財政措置を講じるとしております。これを受けまして、下田市では平成26年度に公営企業会計移行基礎調査により事業の検討を行い、平成28年度から公営企業会計移行支援を行う等、移行に向け作業を進めてきたところでございます。

2の公営企業法の特徴としまして、官公庁会計と公営企業会計の違いについてでございます。収支区分につきましては、官公庁会計では歳入及び歳出のみの表示に対しまして、公営企業会計では収益的収支及び資本的収支に区分され、経営状況等が明確に表示されます。経理方法は、官公庁会計では単式簿記に対し、公営企業会計では複式簿記により行われております。経理については、官公庁会計では現金主義に対し、公営企業会計では発生主義会計方式で行われております。資産把握につきましては、官公庁会計では資産がどれだけあるのか把握ができないのに対しまして、公営企業会計は減価償却の導入によりわかりやすくなります。また、出納整理期間につきましては、官公庁会計は翌年度の5月31日までの予算執行が認められているのに対しまして、公営企業会計では3月31日時点での経理により決算処理がされるなどの違いがございます。

3の地方公営企業法の適用でございますが、公営企業会計の導入に当たっては、地方公営企業法の全部適用をする方法と、地方公営企業法の財務規定等を適用する方法がございまして、適用、財務、組織、職員の身分につきましては、記載のとおりとなっておりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

4の法適化の効果でございますが、ストック情報の把握としまして、会計情報と財産情報の連結が図られ、より適正に財産を管理できます。コスト情報の把握としまして、発生主義・複式簿記とすることでコスト情報を把握でき、減価償却の考え方が導入され、資産の老朽化状態について金額ベースで把握することができます。説明責任の向上としまして、損益計算書や貸借対照表等の財務諸表を公開することにより、市民に事業の運営状況をわかりやすく提示することができるという効果がございます。

5の下水道事業への適用でございます。適用事業につきましては、公共下水道事業に適用するものでございます。適用の範囲につきましては、事業及び組織等の規模を勘案し、また移行及び移行後の事務量を検討した結果、一部適用で十分にその効果が発揮できると評価し、財務規定等を適用する方法としました。適用時期につきましては、資産調査に十分な期間を確保するため、平成28年度から3年間で準備し、平成31年4月から適用するものでございます。

なお、集落排水事業につきましては、管理主体及び使用料が異なる別のサービスであるため、別会計とするものでございます。

続きまして、下田市下水道事業の設置等に関する条例について説明させていただきます。

92ページの説明資料の、下田市下水道事業の設置等に関する条例逐条解説をごらんいただきたいと思っております。

第1条、下水道事業の設置でございますが、この条例は、地方公営企業法に基づき、下田市下水道事業の設置等について必要な事項を定めることを趣旨としたものでございます。

第2条は、適用範囲について下水道事業に地方公営企業法を適用し、財務規定等のみを適用とすることを定めるものでございます。

第3条、経営の基本として、経営の原則と事業規模を定めるもので、第3項は、事業計画にある処理区域面積、第4項は、事業計画にある計画処理人口、第5項は事業計画にある最大処理能力を定めております。

第4条は、予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分について定めるものでございます。

第5条は、職員からなされた当該損害が避けることのできない事故、その他やむを得ない事情によるものであることの証明を相当と認めるときであって、賠償額が100万円以上の場合には、議会の同意が必要であることについて定めるものでございます。

第6条は、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等の金額について定めるもので、1号で、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの、2号で、法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が150万円以上の場合には、議会の同意が必要であることについて定めたものでございます。

第7条は、地方公営企業法の規定により、毎事業年度2回、業務状況説明書類を作成することについて定めるもので、第1項では、市長は下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日

までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならないことを定めております。

第2項では、前項の業務の状況を説明する書類には、第1号、事業の概況、第2号、経理の状況、第3号では、前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため、市長が必要と認める事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針を、それぞれ明らかにしなければならないことを定めております。

第3項では、天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、市長はできるだけ速やかにこれを作成しなければならないことを定めております。

次に、附則でございますが、第1項で、この条例の施行期日を平成31年4月1日とするものでございます。

第2項、下田市特別会計条例の一部改正につきましては、本条例の制定に伴い、下田市特別会計条例から下水道事業特別会計を削除する必要があるもので、お手数ですが、98ページ説明資料 をお願いします。こちらが同条例の新旧対照表でございます。98ページが改正前、99ページが改正後、アンダーラインの箇所が改正部分でございます。第1条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とするものでございます。

申しわけございません、96ページにお戻りいただきまして、第3項、下田市水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、下田市水道事業の設置等に関する条例の字句の修正を行うものでございまして、お手数でございますが、98ページ説明資料 ページをお願いします。こちらが同条例の新旧対照表でございます。98ページが改正前、99ページが改正後、アンダーラインの箇所が改正部分でございます。第6条中「予定価額」を「予定価格」に、「20,000千円」を「2,000万円」に改める。第7条中「第243条の2第4項」を「第243条の2第8項」に、「1,000千円」を「100万円」に改める。第8条中「1,000千円」を「100万円」に、「1,500千円」を「150万円」に改める。第9条第1項中「基づき」を「より」に改め、次のページをお願いします。同条第2項第3号中「水道事業の経営」の次に「状況」を加えるものでございます。

以上雑駁な説明ではございますが、議第83号 下田市下水道事業の設置等に関する条例の

制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 説明資料の90ページにですね、企業経営を目的に31年の4月から複式簿記や発生主義による企業会計方式を導入をしたいという、ここがポイントだろうと思いますが、国・県の指導のもとにやるんだと、こういうご提案でございますが、人口3万人未満の団体もできる限りやりなさいと。指導はですね、別にやれと言っているわけじゃないと、こういう理解ができると思うわけです。ご案内のように、3万人を切って2万2,000人だと、やがては1万5,000人になろうかと。こういう人口状況の中で、経営手法のみを、一応財務適用ということですので管理者は市町村で変わらないと、特別な管理者を置くわけじゃないと、費用かかるわけじゃないですよということなんでしょうけれども、実態的には、これに移るためには大変な費用が必要になってこようかと思うわけですよね。そういう費用はどのくらいかかるのかと、人材はですね、国等からの補助金があるからいいんだと、こういう理屈かもしれませんけれども。

やはり、水道事業のほうは公営企業会計だと、これも下水道のほうも一緒にしたいということは理解できないわけではありませんが、98ページの特別会計、いわゆる大福帳でやっている一般経理のほうの特別会計ですね、これを公営企業のほうに変えていくという、こういうことですから、そうしますと、下水道も、蓮台寺等々の拡大は今日していかないと、こういう状態の中で人口が減っていく、商店もだんだん減っていく、旧町を見ても、せっかくこの下水道へつないでいる家があっても、そこに人が住んでいない、こういう状況の中で、経済性だけを追求するような仕組みにしていくということに問題がないのかと僕は思うわけです。問題はあるんじゃないかと。

そうしますと、集落排水のほうはそのまま置いておいて、下水道のほうは公営企業会計にするんだと、これはちょっとつじつまが合わないんじゃないのかと。下水道の今の現状というのは、収益性を追求するような現状にないのではないかと。むしろ環境を整備するために市の税金を投入しなければならない。収益金でこの下水道を賄っていくというような方向づけというのはむしろ間違っているのではないかと、私は基本的な考え方でそう思うわけです。そこら辺をどのように理解して、この国の指導に従って、従わなくてもいい、指導に従って

やろうとしているのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（竹内清二君） 上下水道課長。

上下水道課長（長谷川忠幸君） 3万人未満もできる限りということでございまして、今30年度におきまして、総務省では30年4月1日の状況において、3万人以下のところの移行あるいは取り組み中という数が4分の1という結果を踏まえて、30年度中にロードマップを作成し、3万人未満の自治体についても推進していくということで伺っております。

あと、蓮台寺地区等の推進ということでございしますが、下水道事業の計画によりますと、38年度以降にどうするのか検討していくと。それまでは今の事業区域を推進していくということで、今推進しているところでございます。

下水道事業の収益を上げてという話でございしますが、収益を上げるのが目的ではなくて、ただ将来にわたって安定的な経営をするには、ある程度の収益は見込めなければならないということがございますので、その辺はご理解していただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 理解が違うのかもしれませんが、よくわからないというのが実態でございますけれども、それならですね、この改正をしていくのにどういう職員が何人くらい必要になるんですか。そして、日常的にこの会計になると、担当者はどういう人がどういいうぐあいにやるのか。このことのために人を配置する必要があるのか。そこら辺を含めて、この実態を明らかにしていただきたい。

残念ながら今の状態の中では、下水道の事業は今供用しているところをむしろ整備をすると言いますか、管が古くなったり等々して整備をしなければならない。しかもそこに住んでいる人が少なくなるわけですから、利用料や旅館等々から出てくる汚水を処理する量も当然少なくなってくる。今は約2つの処理場を使える仕組みになっているのに、半分しか使っていないと、こういう現状だろうと思うんです、福浦の浄化施設はですね。この半分もう全部使う必要がないと、8割も動かせばいいんだと、こういう状態になっていくことは、残念ながら目の当たりに見えると思うわけですね。

そこら辺の問題と、経理を変えるという問題は、全く別の問題として考えていいのか。裏にですね、この事業を、今、まあ水道法が改正になって民間に水道事業を委託するようなことが国会でも議論されていますけれども、そういうことが裏にあって、国の指導がこの会計にして、市が行う事業じゃなくて民間委託にしちゃうんだと、こういうものの前提としてや

られているという心配はないのかと、こういうことを思うわけです。その点はどうかお尋ねしたいと思います。

議長（竹内清二君） 上下水道課長。

上下水道課長（長谷川忠幸君） すみません、人数の関係をお答えしなくてすみませんでした。経理のほうは上下水道課でやる状況、1名は人員を、職員の配置をお願いしたいなということで、今年の3月に6次適正化計画の調査がございまして、そこでは要望として上げてございます。

水道会計も同じでございまして、職員が異動するたびに財務会計をやるという仕組みになっていますので、ただ、水道のほうで財務会計をやっている職員がいて、下水道にいるという流れ、2人の連携もとれまして、課題とかそういうところには対応できるのかなという感じはしております。

あと、処理場の話でございまして、今の処理区域の中の話であって、使っていない施設とかそういうのがあるのかという話は多分ないと思いますけれども、広げるに当たって増設するということはあるかもしれないですけれども、ただそれはまだあれですけれども。それと、あと、裏には水道法という、それは私にはわかりません。

議長（竹内清二君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第83号議案は、産業厚生委員会へ付託いたします。

議長（竹内清二君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

なお、8日、9日は休会とし、10日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

この後、新庁舎建設に関する意見交換会を、午後1時40分より議会応接室にて開催いたしますので、ご参集のほどよろしく願いいたします。

お疲れさまでございました。

午後 1時24分散会